

墨田区監査委員公告第 5 号

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 5 年 11 月 21 日

|         |         |
|---------|---------|
| 墨田区監査委員 | 浜 田 将 彰 |
| 同       | 井 尾 仁 志 |
| 同       | 大清水 善 信 |
| 同       | 加 納 進   |

## 令和5年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨 田 区 長

### 指摘事項について

| 監 査 結 果 の 内 容  | 措 置 内 容   |
|--|---|
| <p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 指定管理者に関するもの</p> <p>(ア) 指定業務である施設の冷暖房機保守点検が実施されていなかった。(労働者協同組合ワーカーズユープ・センター事業団(八広はなみずき児童館)、子育て政策課)</p> <p>(イ) 指定業務である園舎定期清掃の一部が実施されていなかった。(社会福祉法人仁風会館(墨田区きんし保育園)、子ども施設課)</p> <p>(ウ) 協定書の配置職員数を満たしていない期間があったにもかかわらず、指定管理料額変更等についての協議が行われていなかった。(社会福祉法人希望福祉会(墨田区横川さくら保育園分園)、子ども施設課)</p> <p>(エ) 原油価格・物価高騰に起因する光熱費高騰により生じた増加費用の負担等に関する区との協議に際し、指定業</p> | <p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 指定管理者に関するもの</p> <p>(ア) 当該保守点検に係る指定管理料について、指定管理者には返還が必要であることを伝達済であり、現在返還手続を進めている。今後のモニタリングにおいて徹底して確認を行い、引き続き協定書及び覚書に基づく適切な業務執行を指導していく。</p> <p>(イ) 園舎定期清掃の一部が実施されていなかったことについては、指定管理料の返還が必要であることを指定管理者に伝達済であり、今後事務手続を進めていく。今後の実地調査で徹底して確認を行い、引き続き協定書及び覚書に基づく適切な業務執行を指導していく。</p> <p>(ウ) 配置職員数を満たしていない期間については、指定管理料額変更等に係る協議を行い、指定管理料の返還が必要であることを指定管理者に伝達済であり、今後事務手続を進めていく。今回指摘のあった配置職員数については、当該年度の職員配置数を確認するための様式を作成し、今年度の実地調査から提出させ、確認を徹底していく。</p> <p>(エ) 本事案は、指定業務に係る光熱費の実績額に、対象外となる自主事業(自動販売機設置)に要した電気料金を</p> |

務に係る光熱費の実績額等に対象外のものを含めていた。（J & J 共同事業体（みどりコミュニティセンター）、地域活動推進課）

含めて算出しており、結果的に区が負担するべきではない費用が含まれていたものである。当該費用は返還させることとし、返還の事務手続を行っている。

これは、指定管理者の自主事業に係る認識に誤りがあったことによるもので、区から示していた自主事業の考え方が指定管理者内で共有されていなかったことや、月次収支報告書等の確認時に指摘できなかったことが要因である。

今後は、指定管理者に対し、「墨田区指定管理者制度ガイドライン」等を確認し、本区の指定管理者制度の運用ルールを理解を徹底すること、職員間で意識を共有することを求めるとともに、指定管理者導入施設に対し監督する立場で、適正かつ確実な施設管理運営について確認を行っていく。

## 令和5年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨 田 区 長

### 監査委員意見について

| 監 査 結 果 の 内 容   | 措 置 内 容   |
|---|---|
| <p>(3) 監査委員意見</p> <p>ア 指定業務の履行について</p> <p>まず、(1) 指摘事項についてであるが、ア(ア)の事案は、覚書で年2回とされている冷暖房機保守点検を一度も実施していなかったものである。</p> <p>ア(イ)の事案は、覚書で年4回とされている園舎定期清掃について、その一部である各部屋等のワックス塗布を2回しか実施していなかったものである。</p> <p>ア(ウ)の事案は、施設における職員の配置について、協定書で10人以上の保育士を常勤職員とすることとされているところ、一人の退職によりその数を満たしていない期間が7か月あったものである。</p> <p>ア(エ)の事案は、区との協議に際し、指定業務に係る光熱費の実績額等に対象外である水道料金や自主事業に要した電気料金を含めて、増加費用を算出していたものである。</p> <p>また、以上の事案については、結果として、いずれも指定管理料等の返還が行われるべきものであるが、それが行われていなかった。</p> <p>次に、(2) 指導・注意事項についてであるが、既述のとおり、指定業務の第三者委託及び自主事業の実施におい</p> | <p>(3) 監査委員意見</p> <p>ア 指定業務の履行について</p> <p>今回の監査において、指摘事項のいずれも指定管理料等の返還が伴う事案であり、極めて遺憾なことであり、真摯に受け止める。</p> <p>指定管理者に対して、指定管理料の返還が必要であることについては伝達済であり、今後事務手続を進めていく。</p> <p>また、収支予算書、事業報告書等の記載漏れや誤りの事案についても、記載内容の修正等を行った。</p> <p>今後は、指定管理者に対して協定書、覚書の再確認を行い、指定管理者制度の理解や自施設の運用等が協定書等と齟齬がないか、チェックを徹底するよう求め、適切な業務執行を指導していく。</p> <p>また、「墨田区指定管理者制度ガイドライン」及び「指定管理者導入施設に置けるモニタリングの実施要領」に基づいた適切な事務処理の執行や指定管理者に対する指導・監督に関して改めて周知徹底を図るとともに、所管課内でのチェック体制の構築、適切なモニタリングの実施に取り組み、引き続き内部統制の強化に努めていく。</p> |

て区の承認又は承諾を受けていないものや、収支予算書、事業報告書、収支決算書等の金額等の数値の記載について漏れや誤りなどがあったものである。

これらの事案の発生要因として、一つは、指定管理者の不注意や認識不足が挙げられる。指定管理者においては、協定書や覚書に基づいて適切に業務を遂行するとともに、その精度の確保に努められたい。

二つ目の要因として、所管課における指定管理者に対する業務執行の十分なモニタリングができていなかったことが挙げられる。所管課においては、実地調査の実施や関係書類の確認など、「墨田区指定管理者制度ガイドライン（令和5年6月改定）」（以下「ガイドライン」という。）や「指定管理者導入施設におけるモニタリング実施要領（平成24年6月策定）」に基づき、十分な監督体制の確保に取り組まされたい。加えて、指定管理者を監督する立場から、指定業務が適切に実施されるよう所管課で内部統制を十分に浸透させられたい。

#### イ 指定管理料の余剰金について

今回の監査で、指定管理料の算定根拠となる管理運営経費の積算費目ごとの予算額に対して、実績額が著しく少ないものが、複数の指定管理者において見受けられた。

この指定管理料の余剰金について、ガイドラインでは、区の要求水準を満たし、事業計画等に基づき適切に指定業務が行われた上で生じた場合は、指定管理者の創意工夫による経費節減の結果であるため、概算払いの場合を除き、指定管理者に返還を求めないこととされている。一方、指

#### イ 指定管理料の余剰金について

指定業務の実施状況及び内容について、実地調査及び確認を指定管理者に対し定期的実施していく。

また、指定管理者から提出される事業報告書及び収支決算書において、余剰金とみられるものがあつた際は、事業の実施状況及び経費の支出状況を十分確認の上、「墨田区指定管理者制度ガイドライン」に基づき、適切な対応をしていく。

さらに、必要に応じて指定業務の精査及び見直しの検討

定業務の実施状況が、区の要求水準を満たさない、又は事業計画等のおりに行われていないと認められる場合は、余剰金の有無にかかわらず、当該部分に係る費用について指定管理料の返還を求めるものとされている。

したがって、所管課においては、指定業務の実施状況を常に把握するとともに、指定管理料の余剰金が発生している場合はその理由や当該業務の内容を十分に確認することにより、ガイドラインに定める指定管理料の返還事由に該当するか否かを的確に判断されたい。

また、管理運営費については、ガイドラインでは、指定期間中は変更しないとはしているものの、一定の例外規定もある。指定管理料の返還が生じた場合には、業務内容についても現状を踏まえ過大なものになっていないか十分な精査を行い、必要に応じその見直しを検討するなど、経費の削減に努められたい。

#### ウ その他

各財政援助団体等においては、コロナ禍において、感染症対策に配慮するなど様々な対策に取り組みながら各種事業を実施するとともに、利用者からの要望や苦情には誠実に対応していた。また、施設稼働率や集客率の向上のために、自主的な工夫をしている事例もあった。これらについては、評価するものである。今後とも、区民が安全・安心に利用できるよう、引き続き意をもって施設管理や事業運営に当たられたい。

を行い、適切な事務処理の執行に努める。

#### ウ その他

各事業者における施設管理については、施設の安全対策及び衛生環境を維持しつつ、利用者の安心と安全を確保し、引き続き事業者と連携し効果的かつ効率的な管理運営等に取り組んでいく。

令和5年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

| 監 査 結 果 の 内 容  | 措 置 内 容  |
|--|--|
| <p>ア 指定管理者に関するもの</p> <p>(エ) 原油価格・物価高騰に起因する光熱費高騰により生じた増加費用の負担等に関する区との協議に際し、指定業務に係る光熱費の実績額等に対象外のものを含めていた。(株式会社図書館流通センター(墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館、墨田区立八広図書館)、ひきふね図書館)</p> | <p>ア 指定管理者に関するもの</p> <p>(エ) 光熱費高騰により生じた増加費用の負担等のうち、光熱費の対象外となる費用については収支報告書を修正させるとともに、現在返還の手続を行っている。今後は、同様の事例が発生しないよう、指定管理者に対象経費の確認を徹底して行うよう指導した。所管課においては、複数の職員で提出書類の内容を確認し、適切な指定業務の執行を管理する。</p> |

## 令和5年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

### 監査委員意見について

| 監 査 結 果 の 内 容  | 措 置 内 容   |
|--|---|
| <p>(3) 監査委員意見</p> <p>ア(エ)の事案は、区との協議に際し、指定業務に係る光熱費の実績額等に対象外である水道料金や自主事業に要した電気料金を含めて、増加費用を算出していたものである。</p> <p>また、以上の事案については、結果として、いずれも指定管理料等の返還が行われるべきものであるが、それが行われていなかった。</p> <p>次に、(2)指導・注意事項についてであるが、既述のとおり、指定業務の第三者委託及び自主事業の実施において区の承認又は承諾を受けていないものや、収支予算書、事業報告書、収支決算書等の金額等の数値の記載について漏れや誤りなどがあったものである。</p> <p>これらの事案の発生要因として、一つは、指定管理者の不注意や認識不足が挙げられる。指定管理者においては、協定書や覚書に基づいて適切に業務を遂行するとともに、その精度の確保に努められたい。</p> <p>二つ目の要因として、所管課における指定管理者に対する業務執行の十分なモニタリングができていなかったことが挙げられる。所管課においては、実地調査の実施や関係書類の確認など、「墨田区指定管理者制度ガイドライン(令和5年6月改定)」(以下「ガイドライン」という。)や「指定管理者導入施設における</p> | <p>(3) 監査委員意見</p> <p>ア(エ)の事案において、指定業務に係る光熱費の実績額等に水道料金を含めて算出した増加費用については、収支報告書を修正させるとともに対象外となる費用を返還させる。</p> <p>(2)指導・注意事項において、指定業務の第三者委託の区への承認漏れについては、事前に承認を受けるよう指導した。また、事業計画書及び事業実績報告書の記載漏れ及び誤りについては、記載及び修正の上、再提出させた。</p> <p>今後は、同様の事例が発生しないよう、指定管理者に対して協定書及び覚書の内容に沿った指定業務の実施の徹底を指示した。所管課においては、「墨田区指定管理者制度ガイドライン」や「指定管理者導入施設におけるモニタリング実施要領」に基づき、適切にモニタリングを実施するよう担当職員に徹底するとともに、複数の職員による確認体制の一層の強化を図る。</p> |

モニタリング実施要領（平成24年6月策定）」に基づき、十分な監督体制の確保に取り組まれない。加えて、指定管理者を監督する立場から、指定業務が適切に実施されるよう所管課で内部統制を十分に浸透させられたい。